

研究者を守る安全保障貿易管理： 教員・研究者が押さえるべきポイント

令和8年4月

経済産業省
安全保障貿易管理課

目次

本資料では、安全保障貿易管理を適切に実践するために
教員が関わる実務プロセスと留意点を解説します

章	大項目	詳細項目	
第1章	はじめに	目的・ねらい	
		大学等の教員に輸出管理が求められる背景	
		特に注意すべき分野	
		輸出管理が求められる場面	
		主要な輸出管理手続き	
第2章	輸出管理の基本業務：該非判定	該非判定における教員の実務プロセスとポイント 具体的なアクションに繋がるヒント	
第3章	具体的場面における対応	1. 外国出張	外国出張における教員の実務プロセスとポイント 具体的なアクションに繋がるヒント
		2. 共同研究	共同研究における教員の実務プロセスとポイント 具体的なアクションに繋がるヒント
		3. 人の受入れ（留学生・研究者等）	人の受入れにおける教員の実務プロセスとポイント
第4章	困った際の連絡先	各種相談窓口	

第1章 はじめに



1. はじめに | 目的・狙い

教員の皆様が円滑に輸出管理へ取り組めるよう、
本資料は教員が実際に関わる実務プロセスや留意点を整理することを目的とします



教員

輸出管理って、結局は輸出管理担当者の仕事だと思ってしまい、自分がどこまで関わればいいのか迷います



教員

自分たちももっと関わるべきだとは思いますが、どうしたら主体的に関与できるのか、正直よく分かりません

大学等における悩みの声

現場がスムーズに回るように、どうしても今の役割分担を受け入れざるを得ないことが多いです



輸出管理担当者

提供する技術の内容は教員本人しか分かりません。そのため、正しく判定できているのか不安です。



輸出管理担当者



本資料の目的

上記の背景を踏まえた、本資料の主目的は以下の2つである

1

教員の皆さまの役割を明確にし、輸出管理に関わる実務プロセスを整理することで、より円滑かつ主体的に輸出管理業務に取り組んでいただけるようにする

2

基本業務である「該非判定」と、具体的場面である「外国出張」「共同研究」「人の受入れ」で、教員目線での輸出管理に係る実務プロセスやポイントを解説する

1. はじめに | 大学等の教員に輸出管理が求められる背景

研究活動の健全な発展と国際的な信頼確保のため、教員一人ひとりが輸出管理の重要性を理解し、大学の定める手続を適切に履行する必要があります

研究・教育活動の中での輸出管理の必要性

- 研究成果や技術が懸念活動へ軍事転用されることを防ぎ、国際社会の平和と安全の維持に貢献する必要がある
- 不適切な技術提供は、法令違反に問われるだけでなく、大学の国際的信用の失墜や、共同研究・留学生受入れの停滞を招きかねない
- 科研費をはじめとする競争的資金制度においても、外為法の遵守や管理体制の整備が要件化されており、研究資金獲得に直結する課題となっている※



教員の役割

研究・教育活動を実施するにあたって、技術・情報の提供主体として、
教員一人ひとりが輸出管理の重要性を理解し、大学等の定める手続を適切に履行することが求められる

1. はじめに | 特に注意すべき分野

大学や研究機関においては、外為法の規制対象となりうる技術を扱う研究分野として、以下に挙げる分野に特に注意を払う必要があります



原子力技術（原子核反応、中性子工学等）



高性能・高機能材料技術（耐熱材料、耐腐食性材料等）



精密機械技術、精密加工技術、精密測定技術



航法技術



自動制御技術、ロボット技術



海洋技術



化学・生化学（特に人体に有害な化学物質、解毒物質）



情報通信技術、電子技術、光学技術



バイオテクノロジー・医学（特に感染症・ワクチン）を含む生物学



規制される貨物の設計、製造、使用に係るプログラム開発技術



航空宇宙技術、高性能エンジン技術



シミュレーションプログラム技術

※青字は大量破壊兵器等と関連が深く、特に留意が必要である。

1. はじめに | 輸出管理が求められる場面

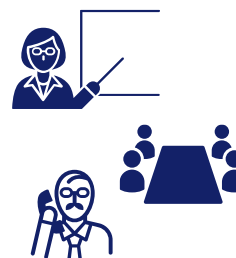
留学生の受け入れや、共同研究等の活動の中にも、
外為法の規制対象となり得る貨物・技術のやり取りが多く含まれています

留学生・外国人研究者の受け入れ、訪問



- 実験装置の貸与
- 研究指導に伴う実験装置の改良、開発
- 受入・訪問の前後に行う技術情報のFAX、USBメモリ、電話や電子メールでの提供
- 授業、ゼミ、発表会、打合せ
- 研究指導、技能訓練
- 研究施設の見学、工程説明、資料配布

外国の大学や企業との共同研究



現地で実施するもの／受入れして行うもの

- 実験装置の貸与に伴う提供
- 共同研究に伴う実験装置の改良、開発
- 技術情報のFAX、USBメモリ、電話や電子メールでの提供
- 授業、ゼミ、発表会、打合せ（※オンライン・海外とのやり取りも含む）
- 共著論文の作成
- 実験サンプルの提供

該非判定

外国出張



国際学会での発表等

- 研究成果の提供
- サンプル品の持ち出し、海外送付
- 展示会への出品

海外での観測・実験等

- 観測機器・実験装置の携行、海外送付
- 自作の研究資機材の携行、海外送付

1. はじめに | 主要な輸出管理手続き

輸出管理手続きのうち、 教員は主に事前確認シートや審査票の記入の段階で主体的な関与が求められます

大学・研究機関における主要な輸出管理手続きの流れ

特に教員が関わる部分

事前確認シートの記入



- **相手先の確認：**
相手が非居住者かを確認
相手が特定類型該当者かを確認
- **懸念情報確認：**
提供内容・相手先・用途を確認
- **例外適用確認：**
公知の技術や基礎科学分野の研究活動等、許可不要となる場合の確認

審査票の記入



- **該非判定：**
リスト規制該当性を確認（合体マトリクス表等を活用）
- **用途・相手先の確認：** キャッチオール規制や外国ユーザーリスト等も参照
- **例外適用確認：**
公知の技術や基礎科学分野の研究活動等、許可不要となる場合の確認

取引審査



- **取引審査：**
許可申請が必要か、技術の提供や貨物の輸出が妥当かについて審査を実施

許可申請



- **許可申請**
リスト規制・キャッチオール規制に該当する場合は経済産業省に許可申請を行う

事後対応



- **同一性確認**
許可取得後、実際に提供・輸出する内容が申請内容と同一か確認
- **文書管理**
審査記録や許可証等を適切に保存

定期確認



- **周知・指導・研修**
法令遵守や管理意識向上のための教育・研修
- **監査・報告**
管理体制や手続きの定期的な監査、違反時の報告
- **文書管理**
関連書類・記録の保存

人の受入れ、外国出張、共同研究など個別の案件ごとに確認する

出所) 安全保障貿易に係る機微技術管理ガイダンス（第五版）、令和7年度大学等輸出管理担当者向けワークショップ「輸出管理業務を行う上でのコミュニケーションのヒント」をもとに作成。

注) 青字の箇所は、教員が関わる業務。赤字の箇所は第2章以降で解説

第2章 輸出管理の基本業務：該非判定

2. 該非判定 | プロセスとポイント

該非判定では、輸出管理担当者と連携して貨物・技術の情報を収集し、リスト規制該当性を確認することが求められます※

該非判定のプロセスとポイント

事前準備

事前準備

輸管担当への伝達



- ❑ 貨物の輸出や技術の提供を伴う学術活動を行う前に、事前確認シートを予め記入し、輸管担当に相談・申請する
- ❑ 貨物・技術の仕様等の詳細や、関連する物品・技術を輸管担当に伝達する

- ✓ 輸出管理担当者から詳細についてヒアリングを依頼された場合には、エビデンスを提出する
- ✓ メーカー等から該非判定書入手していても、内容を鵜呑みにせず、自ら確認する

キーワードの抽出



- ❑ [貨物・技術の合体マトリクス表](#)での検索に先立ち、貨物・技術の名称や、仕様に関するキーワードをド同義語・類義語を含め幅広く抽出する
- ❑ 判断に迷う際は、輸出管理担当者に相談する

- ✓ 同一の貨物でも呼び名や表記が異なる場合があるため、法令上の用語と一般的な呼び名を混同しないよう、留意する
- ✓ キーワードの抽出には、[読み替えが必要な用語](#)や[化学物質の詳細用語](#)（例）を活用する

合体マトリクス表における検索

炭素繊維



2の項17

5の項18

- ❑ Excel検索機能を用いて、合体マトリクス表でキーワードを検索し、規定内容を確認する
- ❑ 貨物の項番を引用していない「はみ出し技術」の対象となっている可能性もある

- ✓ 一つの検索用語が複数の規制項番に該当する場合があるため、見落としに注意する
- ✓ リスト規制は毎年改正されるため、常に最新情報を確認し過去の判定結果を参照する際も必ず最新法令で再確認する

該非判定

該非判定

該非判定票もしくは
審査票の提出



- ❑ 検索結果と貨物の仕様や技術の内容を比較し、リスト規制該当性を確認する
- ❑ 該当する場合は該非判定票等を記入し、しかるべき学内の責任者に提出する

- ✓ 該非判定は貨物・技術を輸出・提供しようとしている教員自身が判断することが原則となる
- ✓ 判断に迷う場合は、学内の輸管部門や経済産業省に相談する

出所) 安全保障貿易に係る機微技術管理ガイドンス(第五版)、令和7年度大学等輸出管理担当者向けワークショップ「輸出管理業務を行う上でのコミュニケーションのヒント」をもとに作成。

※大学によって運用が異なる場合があるため、必ず自大学の運用方法を確認してください。

2. 該非判定 | 具体的なアクションに繋がるヒント

まず事前確認シートに研究内容や関連する物品・技術の詳細を記入し、 輸出管理担当者へ提出しましょう※

事例 A大学の山田教授は、受託研究の成果物として、化学物質を海外のB大学のスミス教授へ試料を輸出することとなった。

1. 最低限必要となる情報を確認

確認ポイント

取引区分・類型

- ▶ 相手先と、どのように契約形態を想定していますか？
- ▶ 技術の提供／貨物の輸出のいずれに該当しますか？
- ▶ どのような提供方法／輸出内容を想定していますか？

相手先の情報

- ▶ 相手先（契約先／需要者／仕向地）の名称、所在地は何ですか？
- ▶ 契約予定日や期間はどのくらいですか？

技術・貨物の情報

- ▶ 提供技術／輸出貨物の名称及び仕様は何ですか？
- ▶ 相手方の使用目的は何ですか？

相手先に関する懸念情報

- ▶ 仕向地は懸念国又は国連武器禁輸国・地域ですか？
- ▶ 相手先は外国ユーザーリストに掲載されていますか？

2. 事前確認シートに記入し、必要に応じて提出する（学内の記入例と照合して、不足を補う）

事前確認シート記入例

取引区分・類型

- ▶ 相手区分：受託研究、研究成果提供
- ▶ 取引類型：貨物の輸出（試料・サンプルの送付）

相手先の情報

- ▶ 契約先・需要者：B大学（個人名不要）

技術・貨物の情報

- ▶ 貨物の名称：重水（Deuterium oxide, D2O）
- ▶ 貨物の仕様：
 - 形状・形態：液体（研究用溶媒）
 - 使用量の典型例：10mL程度
 - 用途：有機物の重水素置換合成用、NMR 溶媒等（研究用途）

相手先に関する懸念情報

- ▶ 仕向地の懸念国又は国連武器禁輸国・地域への該当有無：無し
- ▶ 外国ユーザーリストへの掲載有無：無し

技術の提供・貨物の輸出の事前確認シート	
申請年月日： 年 月 日	所属： 所属
申請者： 氏名	E-mail
連絡先： Tel	

※技術の提供・貨物の輸出を目的とする場合は、必ず事前確認シートの作成・提出が必要となります。
※本シートは、技術の提供・貨物の輸出の目的までに「B大学の申請」によって設置し、OQ開始（B大学の輸出管理担当者）によって設置し、提出してください。

1. 取引区分・類型

相手区分	<input type="checkbox"/> 共同研究 <input type="checkbox"/> 受託研究 <input type="checkbox"/> 学術交流協定 <input type="checkbox"/> 学術交流協定（技術提供あり） <input type="checkbox"/> その他
技術提供の形態・貨物の種類	<input type="checkbox"/> 技術提供 <input type="checkbox"/> 貨物の輸出 <input type="checkbox"/> その他

2. 相手先の情報

名称（国名）	
名称（個人）	
住所	
電話	
E-mail	

3. 技術・貨物の情報

名称（国名）	
名称（個人）	
住所	
電話	
E-mail	

4. 相手方の使用目的

相手方の使用目的	
----------	--

※ 「技術の提供・貨物の輸出を目的とする場合は、必ず事前確認シートの作成・提出が必要となります。また、特定技術提供等の場合には、相手先が日本人である場合のみとなります。」「技術提供の形態」は、提供する技術の提供形態（技術提供あり、技術提供なし）を選択してください。

※ 「技術提供・貨物の輸出を目的とする場合は、必ず事前確認シートの作成・提出が必要となります。また、特定技術提供等の場合には、相手先が日本人である場合のみとなります。」「技術提供の形態」は、提供する技術の提供形態（技術提供あり、技術提供なし）を選択してください。



詳しく記入するほど判断材料が増えます。情報量が少ないと、確認のための連絡を複数回に渡って行う必要が出てくるため、**始めから詳細を具体的に記載するのがお勧めです。**

※大学によって運用が異なる場合があるため、必ず自大学の運用方法を確認してください。また、上記の事例は必要な情報の粒度を示しているため、具体名や内容まで保証するものではありません。その他、ポイントのみを抜粋して掲載しているため、他に収集が必要な情報や観点がある場合も想定されます。



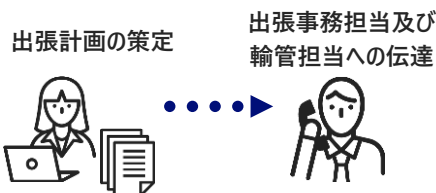
第3章 具体的場面における対応 1. 外国出張

3. 外国出張 | プロセスとポイント

外国出張時は、早期に出張計画を提出するとともに、持ち出す貨物・技術について担当部署と連携して確認する必要があります。また、渡航時には情報管理を適切に実施しましょう※

外国出張のプロセスとポイント

出張計画の立案・申請



- 学内の海外出張申請様式にて、出張の目的や場所、期間、対応者等を提出する
- 持ち出す貨物や技術、接する相手等を把握し、様式に正確に記入する

- ✓ 輸出管理上の懸念があった場合は、手続きに時間を要するため、出張計画が決まったら、早急に担当部署に連絡する
- ✓ 過去の出張経験から「手続き不要」と自己判断せず、少しでも懸念がある場合は輸管担当に相談する

(必要に応じて) 事前確認シート等の作成、 該非判定等の実施



- 計画申請時に事前確認シート等を作成し、所定の手続きを行う
※第2章、第4章参照
- 該非判定等が求められる場合は、担当部署と連携して実施する

- ✓ 外国出張時に想定される以下の行為についても、輸出管理の対象となるため、要注意
 - ✓ 装置等をハンドキャリアで持ち出す
 - ✓ 口頭での発表、指導等の技術支援

渡航



- 渡航先では、事前に申請した範囲内での活動を遵守する
- 規制技術データが入ったUSBやPCには、ファイルの暗号化やパスワードをかける

- ✓ 渡航先で予定外の技術情報や資料の提供を求められた際は、その場で承諾せず、帰国後に関係各所に相談する
- ✓ 万一PC等の盗難に遭った場合は、所属組織に速やかに報告する

帰国

事後書類の提出



- 出張報告等を提出する

- ✓ 持ち出したPCや研究試料等が全て手元にあるかを確認し、万一紛失した場合は速やかに関係各所に連絡する

出所) 経済産業省「安全保障貿易に係る機微技術管理ガイダンス(第五版)」、経済産業省「大学・研究機関における安全保障貿易管理に関するヒヤリハット事例集」をもとに作成。

※大学によって運用が異なる場合があるため、必ず自大学の運用方法を確認してください。

3. 外国出張 | 具体的なアクションに繋がるヒント

外国出張する際は、出張前に実施内容・持参品を精査して、事前確認シートを輸出管理担当者へ提出しましょう※

教員（研究者）が最低限確認すべき情報

取引区分・類型

- 出張先では、どのような形で技術の提供（意見交換、発表等も含む）や貨物の持参（試料・サンプル・装置等の持参）が想定されますか？

相手先の情報

- 出張先はどこですか？
- 面談する予定の相手先（面談者、機関）の名称、所在地は何ですか？
- 出張期間はどのくらいですか？

技術・貨物の情報


- 輸出貨物の名称・仕様は何ですか？
- 提供技術の名称・内容は何ですか？
- 共同研究の目的は何ですか？

例外適用の情報

- 意見交換等の内容は具体的にどのようなものが想定されますか？
- 発表等は、不特定多数が参加できる公開の学会ですか？
- 発表内容はすでに論文等で公開済みのものですか？


輸出管理担当者が確認するポイント

 出張先でどのような輸出管理上留意すべき取引が発生するか

 相手先の機関は外国ユーザーリストへ掲載されていないか

 出張先は懸念国又は国連武器禁輸国・地域かどうか

 相手先が国防・軍事関係者でないか、懸念活動に関与していないか

 リスト規制（該非判定）の対象となるか

 大量破壊兵器等の開発・製造等（懸念用途）に使用されないか

 公知の特例を適用することができるか

※大学によって運用が異なる場合があるため、必ず自大学の運用方法を確認してください。また、上記の事例は必要な情報の粒度を示しているため、具体名や内容まで保証するものではありません。その他、ポイントのみを抜粋して掲載しているため、他に収集が必要な情報や観点がある場合も想定されます。

第3章 具体的場面における対応 2. 共同研究

3. 共同研究 | プロセスとポイント

共同研究では、契約書への記載や事前の取り決めにより、規制技術の再移転の制限や政府の許可を得た上での規制技術の提供などを定めることが求められます

共同研究のプロセスとポイント

規制技術の確認



- 提供する技術のリスト規制該当性を確認する
※第2章参照

✓ 教員個人の人脈を起点とする共同研究についても、早い段階から輸出管理上の確認を実施する

用途・需要者の確認

用途の確認



- 提供する予定の技術が大量破壊兵器等又は通常兵器の開発等に利用されるおそれがあるかを確認する

相手先の確認



ユーザーリスト

- 共同研究先の詳細な活動内容をHP等を通じて確認する
- 外国ユーザーリストへの掲載有無を確認する

✓ 明らかガイドラインや用途・需要者チェックリスト等に記載されている確認事項を参照し、研究成果の用途に関する明確な説明がされているか、外国ユーザーリストに掲載されている研究機関に対し懸念区分に関係する技術提供を行うことにならないか、などの観点から共同研究先を確認する

実施可否の相談、契約締結

共同研究 計画書の提出



契約内容の調整



契約締結



- 共同研究計画書を関係部局に提出する
- 法務等の関連部門と協議しつつ以下の記載を含む契約内容を調整し、決裁を進める
 - 大量破壊兵器・通常兵器の開発に関わる技術を無許可で再提供することを禁止する
 - 政府の許可が必要な技術提供は許可取得後に提供する
 - 外為法違反の疑いがある場合は速やかに関係当局に報告する
 - これらの取り決め等が順守されない場合は契約不履行として以後の取引を中止する

✓ 教員個人の人脈を起点とする海外との共同研究（共著論文の執筆等）では、契約が締結されない場合が多いため、特に注意が必要である

実施中の管理



新技術の提供

取り決めの遵守

- 研究の進捗に伴い、非公知技術を提供する場合は、再度該非判定を実施する

✓ 外為法違反の疑いが生じた際は、学内担当部署へ報告し、法令違反防止策を講じる

✓ 取り決めが守られない場合は、直ちに取引を停止する

出所) 経済産業省「安全保障貿易に係る機微技術管理ガイドンス（第五版）」、経済産業省「大学・研究機関における安全保障貿易管理に関するヒヤリハット事例集」、経済産業省「大学・研究機関向けQ & A」、「安全保障貿易管理と大学・研究機関における機微技術管理について」をもとに作成。

※大学によって運用が異なる場合があるため、必ず自大学の運用方法を確認してください。

3. 共同研究 | 具体的なアクションに繋がるヒント

契約前に研究題目・相手先情報・研究費などを整理し、取引における技術提供範囲や相手先の懸念情報を確認した上で、事前確認シートを提出しましょう※

教員（研究者）が最低限確認すべき情報

共同研究の形態・類型

- どのような取引区分ですか？
- 研究期間、研究内容や役割分担、および研究費はどのようなものですか？
- 技術の提供／貨物の輸出のいずれに該当しますか？
- どのような提供方法／輸出内容を想定していますか？

相手先の情報

- 相手先（企業・機関）の名称は何ですか？
- 相手先の所在地はどこですか？
- 相手先の担当部署・職名、担当者氏名（フルネーム）は何ですか？

技術・貨物の情報

- 輸出貨物の名称・仕様は何ですか？
- 提供技術の名称・内容は何ですか？
- 共同研究の目的は何ですか？

輸出管理担当者が確認するポイント

- 💡 この相手先との取引は新規か、それとも継続か
- 💡 契約内容によって技術提供の範囲や責任の所在が規定されているか
- 💡 仕向地は懸念国又は国連武器禁輸国・地域かどうか
- 💡 相手先の機関は外国ユーザーリストへ掲載されていないか
- 💡 相手先が国防・軍事関係者でないか、懸念活動に関与していないか
- 💡 リスト規制（該非判定）の対象となるか
- 💡 大量破壊兵器等の開発・製造等（懸念用途）に使用されないか

※大学によって運用が異なる場合があるため、必ず自大学の運用方法を確認してください。また、上記の事例は必要な情報の粒度を示しているため、具体名や内容まで保証するものではありません。その他、ポイントのみを抜粋して掲載しているため、他に収集が必要な情報や観点がある場合も想定されます。



第3章 具体的場面における対応 3. 人の受入れ

3. 人の受入れ（留学生・研究者等） | プロセスとポイント

留学生等の受入れでは、指導予定内容と出願書類等から得られる情報をもとに受入可否や指導内容を精査しましょう。また、定期的な確認や帰国時の注意喚起等も実施しましょう※

人の受入れのプロセスとポイント

入口管理

申請書類や研究実績
懸念情報、
研究内容等を確認



- 申請書類や研究実績をもとに、安全保障上の懸念の有無（研究内容、研究の目的、出身国、出身組織、特定類型該当性等）を確認する
- 外国人受入れの事前確認シート等の学内様式がある場合は、正確に記載し、輸管担当等に提出する



- ✓ 留学生を受け入れる際は輸出管理上の確認が必要となるため、安易な内諾は避ける
- ✓ 輸出管理上の懸念が確認後にも払しょくされない場合には、提供技術の再検討や、関係学科等に配置しない対応も検討する
- ✓ 規制技術を提供する場合は、事前に許可を取得する

中間管理

提供技術の確認
担当部署への連携



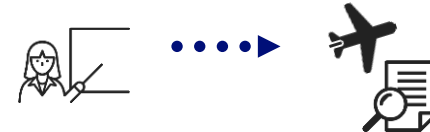
- 留学生から特定類型該当性に関する報告を受ける体制を整え、該当した場合は、改めて提供する技術等を検討する
- 留学生が居住者（特定類型非該当）となっても、外国に渡航し、海外での技術提供（学会発表等）を行う場合は確認が必要



- ✓ 研究の進展や学生の進学や転学・転籍等で指導・研究内容が変わった場合は、リスト規制該当性等を再確認する
- ✓ 外国ユーザーリスト改訂により在籍留学生の出身組織が新たに掲載される可能性があるため、定期的に最新情報を確認する
- ✓ 在籍留学生が学位取得や採用等で自研究室や大学の一員になった際も技術提供を行う側の立場で輸出管理上の留意点を再確認する

出口管理

注意喚起
卒業・退職時の確認



- 母国へ帰国後の規制技術の提供や、帰国時の貨物の持ち出しを行わないよう注意喚起する
- 留学終了後の進路先（就職先等）を確認する



- ✓ 大学等から提供を受けた研究上の技術情報の使用を民生用途に限る旨を内容とする誓約書等が学内で定められている場合、その誓約書を取得する

出所) 経済産業省「安全保障貿易に係る機微技術管理ガイドンス（第五版）」、経済産業省「大学・研究機関における安全保障貿易管理に関するヒヤリハット事例集」、文部科学省「大学の国際化と危機管理について～安全保障貿易管理に関する観点から～」、平成30年度大学・研究機関向け説明会「大学での安全保障輸出管理－留学生/外国人研究者の受け入れについて－」をもとに作成。

※大学によって運用が異なる場合があるため、必ず自大学の運用方法を確認してください。

第4章 困った際の連絡先

4. 困った際の連絡先

ご質問・ご相談は、以下の連絡先までお気軽にご連絡ください

- ご不明点があれば、まずはこちらにご相談ください

※こちらには、大学・研究機関として設けている各種相談窓口等の連絡先や体制図をご記載ください。

- 安全保障貿易管理について、詳しい情報はこちらをご覧ください

- 経済産業省 安全保障貿易管理HP

<https://www.meti.go.jp/policy/anpo/index.html>



- その他、お問い合わせ先はこちら

- リスト規制・キャッチオール規制及び包括輸出許可の申請手続き等について

安全保障貿易審査課

✉ bzl-qqfcbf(at)meti.go.jp

リスト規制について

✉ bzl-anposhinsa-catchall(at)meti.go.jp

キャッチオール規制について

- 安全保障貿易管理制度概要、法令解釈の質問について

安全保障貿易管理課

✉ bzl-qqfcbh(at)meti.go.jp

- 輸出者等遵守基準や輸出管理内部規程（CP）について

安全保障貿易検査官室

✉ bzl-qqfcbh(at)meti.go.jp